



平成28年10月28日

各 位

会社名 株式会社 PLANT
代表者名 代表取締役社長 三ッ田 勝規
(コード番号：7646 東証第一部)
問合せ先 専務取締役社長室長兼管理本部長
松田 恭和
TEL 0776-72-0300

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」について、平成28年12月19日開催予定の当社第35期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

①取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

②機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことが可能となるよう、変更案第45条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第6条（取締役会決議による自己株式の取得）及び現行定款第47条（中間配当）を削除し、現行定款第46条（剰余金の配当の基準日）について所要の変更を行うものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(取締役会決議による自己株式の取得)</u> 第6条 当社は、取締役会の決議により会社法第165条第2項に基づき、市場取引、公開買付により自己株式を取得することができる。	(削除)
第7条～第20条 (条文省略)	第6条～第19条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p><u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第22条～第45条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第21条～第44条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p><u>第45条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第<u>459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第46条</u> 当社の期末配当金の基準日は、毎年9月20日とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第46条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年9月20日とする。</p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月20日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(<u>中間配当</u>)</p> <p><u>第47条</u> 当社は、取締役会の決議によって<u>毎年3月20日を基準日として中間配当をすることができる</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第48条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第47条</u> (現行どおり)</p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年12月19日(月曜日)
定款変更の効力発生日 平成28年12月19日(月曜日)

以 上